

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 20日

富山市長

藤井 裕久 殿

提出者 〒930-0809

住 所 富山県富山市興人町2番178号

アステラス製薬株式会社  
氏 名 富山技術センター  
富山技術センター長 長尾 康次

電話番号 076-431-3910

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	アステラス製薬株式会社 富山技術センター
事業場の所在地	富山県富山市興人町2番178号
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医薬品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額：116億5千万円
③ 従業員数	464名（令和7年3月31日現在）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本産業規格 A列4番)

## (第2面)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別

## 【前年度（6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	(総量)	(詳細)
排出量	3,091.86 t	様式第2号の14 第2面 別添のとおり t

## ①現状

## (これまでに実施した取組)

## 【引火性廃油】

- 工程廃液の濃度管理を適正化し、有価物あるいは補助燃料として外部で利用できるように改善し、特別管理産業廃棄物発生の抑制に努めた。

## 【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	(総量)	(詳細)
排出量	3,504 t	別紙4のとおり t

## ②計画

## (今後実施する予定の取組)

## 【引火性廃油】

- 中期生産計画から製造起因の引火性廃油の排出量は減少する見込み。
- 一方製造終了品目のタンク洗浄などによる廃液増加が見込まれ、トータルではわずかに増加の見込み。

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

## (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・一部の有機溶剤系の廃液は適正な分別により、外部での利用（有価物化）及びリユースを実現している。
-----	--

②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・生産計画の適性化により、リユースを推進する
-----	---

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（6年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	(総量)	(詳細)
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	様式第2号の14 第2面別添のとおり t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	(総量)	(詳細)
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		0 t	別紙4のとおり t
(今後実施する予定の取組) (検討中)			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（6年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	(総量)	(詳細)
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	様式第2号の14 第2面別添のとおり t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		0 t	様式第2号の14 第2面別添のとおり t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	(総量)	(詳細)
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		0 t	別紙4のとおり t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		0 t	別紙4のとおり t
(今後実施する予定の取組) —			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（6年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	(総量)	(詳細)
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	0 t	様式第2号の14 第2面別添のとおり t
(これまでに実施した取組) —			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	(総量)	(詳細)
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	0 t	別紙4のとおり t
(今後実施する予定の取組) —			

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（6年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	(総量)	(詳細)
	全処理委託量	3,091.86 t	様式第2号の14 第2面別添のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	2,950.48 t	様式第2号の14 第2面別添のとおり t
	再生利用業者への処理委託量	2,230.52 t	様式第2号の14 第2面別添のとおり t
	認定熱回収業者への処理委託量	504.06 t	様式第2号の14 第2面別添のとおり t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	357.28 t	様式第2号の14 第2面別添のとおり t
(これまでに実施した取組) ・より高質なリサイクルにつながる処分方法を選択する。			

## (第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	(総量)	(詳細)
		全 处 理 委 託 量	3,504 t	別紙4のとおり t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3,304 t	別紙4のとおり t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	2,000 t	別紙4のとおり t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	500 t	別紙4のとおり t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	304 t	別紙4のとおり t
②計画		(今後実施する予定の取組) ・より高質なリサイクルにつながる処分方法を選択する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項		【前年度 ( 6 年度) 実績】		
		特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	3091.86	t
		(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストを導入済み		
※事務処理欄				

別紙1 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

廃棄物の種類		性状	処理方法	
			中間処理	最終処分
特別管理産業廃棄物	引火性廃油	液状	補助燃料化	
			焼却	埋立
	有害産業廃棄物 (廃酸、廃アルカリ)	液状	焼却	埋立
	感染性廃棄物	固体	焼却	焼却 灰はセメント原料化
廃プラスチック類	軟質プラスチック類	固形	燃料化	
	PTP シート	固形	破碎・選別・熱回収	埋立
	アルミ蒸着樹脂 硬質プラスチック類 混合プラスチック類	固形	破碎・選別・焼却	焼却 灰は溶融し スラグを路盤材化
汚泥	有機汚泥	泥状	※余剰汚泥脱水 肥料化 セメント原料化	
	廃医薬品	固形	焼却	焼却 灰はセメント原料化
	廃乾電池	固形	破碎・選別・再資源化	埋立
	廃活性炭	固形	コンクリート化	埋立
陶器くず ガラスくず	ガラスくず	固形	破碎・選別	埋立
			破碎・選別・路盤材	
	水銀使用製品産業廃棄物	固形	破碎・選別・再資源化	
金属くず		固形	破碎・選別・再資源化	
廃油		液状	焼却	埋立
廃酸		液体	中和、焼却	埋立
廃アルカリ		液状	焼却	埋立

※でマークしたもの以外は、全て外部委託処理

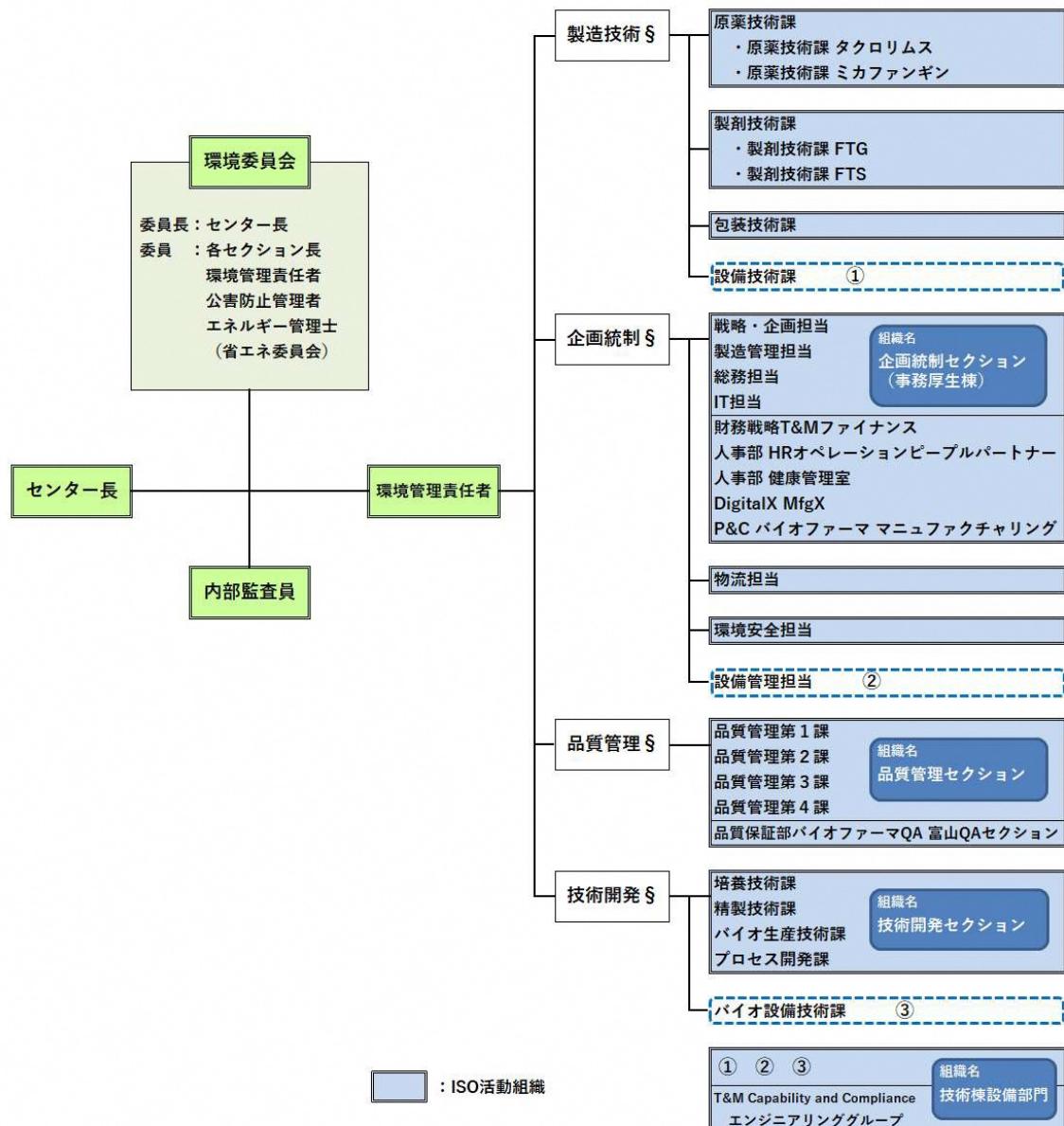
## 別紙2 管理体制図

(2025年4月現在)

産業廃棄物統括責任者	富山技術センター長
環境管理責任者	企画統制セクション長
産業廃棄物責任者	環境安全担当課長
産業廃棄物職場管理責任者	各担当部門長
センター環境委員会	各担当部門長、各公害防止管理者
特別管理産業廃棄物管理責任者	環境安全担当課長
産業廃棄物中間処理施設技術管理者	環境安全担当課長
水質関係公害防止管理者	環境安全担当課長
大気関係公害防止管理者	環境安全担当課長

※その他 日常管理・推進等は全員参加の ISO14001 環境マネジメント活動の中で実施

2025年度 富山技術センター ISOマネジメント組織図



## 産業廃棄物(特管産廃)計画算出資料

別紙4

単位:トン/年

廃棄物の種類		令和6年度 排出量	計画の実施状況														
			①排出量	②自ら直接再生利 用した量	③自ら直接埋立処 分又は海洋投入処 分した量	④自ら中間処理し た量	⑤自己中間処理の うち熱回収を行った 量	⑥自ら中間処理し た後の残さ量	⑦自ら中間処理に より減量した量	⑧自ら中間処理し た後再生利用した 量	⑨自ら中間処理した 後自ら埋立処分又 は海洋投入処分した 量	⑩直接及び自ら中 間処理した後の処 理委託量	⑪⑩のうち優良認 定処理業者への委託 量	⑫⑩のうち再生利 用業者への委託量	⑬⑩のうち熱回収 認定業者への処 理委託量	⑭⑩のうち熱回収 認定業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	
廃油	2,298.78	2,500.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,500.00	2,300.00	2,000.00	0.00	100.00	
廃酸	0.11	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	0.00	0.00	1.00	
廃アルカリ	792.82	1,000.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,000.00	1,000.00	0.00	500.00	200.00	
感染性廃棄物	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	0.00	0.00	1.00	
特 定 有 害 廃 棄 物	廃PCB等																
	PCB汚染物																
	PCB処理物																
	指定下水汚泥																
	鉛さい																
	廃石綿等																
	燃え殻																
	ばいじん																
	廃油 (金属を含むもの)																
	汚泥 (金属を含むもの)																
	廃酸 (金属を含むもの)	0.15	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	0.00	0.00	1.00	
	廃アルカリ (金属を含むもの)	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	0.00	0.00	1.00	
	廃水銀等																
計	3,092	3,504.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3,504.00	3,304.00	2,000.00	500.00	304.00	

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。